

第 2 1 号議案

東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、東京都市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 2 1 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東京都市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約

東京都市町村職員退職手当組合理約（昭和40年4月1日東京都知事許可）の一部を次のように改正する。

別表第1中及び別表第2地方公共団体の項第1区の欄中「福生病院組合」を「福生病院企業団」に改める。

附 則

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行し、令和2年4月1日から適用する。